

り  
し  
り

子ども文化の集い [11月3日]



利尻町全小中学校による  
迫力ある合唱!

もくじ

- 平成24年度 利尻町表彰式  
叙勲受賞・宗谷総合振興局長より表彰  
北のカナリアたち上映会……………2～3
- 議会報告……………4～7
- 除雪作業について……………8～9
- 平成24年度 国民年金特集  
……………10～11
- 利尻町ふるさと応援寄附について  
……………12
- 街をひと歩き……………13
- お知らせトピックス……………14～15
- 博物館発利尻情報  
第12回 花つくりコンテスト……………16
- わが家の愛とる  
特定不妊治療費助成のお知らせ  
……………17
- りしりの博物誌……………18
- 消防だより……………19
- 利尻町成人式のお知らせ  
ひいふる・まちの人口……………20

No.452

2012

# 平成24年度 利尻町表彰式

平成24年度利尻町表彰式が、11月3日利尻町役場大会議室で開催され、町・議会及び関係者が出席し、利尻町の振興発展に貢献していただいた方々をたたえ、行われました。

町長から受賞者皆様のご功績紹介のあと、受賞者へのお祝いの言葉があり、最後に受賞者を代表して、前緑町第一自治会長の針金順五郎さんがお礼の言葉を述べられました。

本年は次の方々（6個人）が受賞されました。



受賞おめでとうございます



## 功労表彰者

永きにわたり緑町第一自治会長として町内自治会の円滑な運営に尽力いただき、地方自治振興発展に寄与されました。

利尻町杓形字緑町

針金 順五郎氏

(前緑町第一自治会長)



## 〈特別表彰〉

永きにわたり利尻町国民健康保険運営協議会委員として国民健康保険事業の健全な運営と町民の健康向上に寄与されました。

利尻町杓形字本町

中川原 眞知子氏

(利尻町国民健康保険運営協議会委員)



## 善行表彰者

永年にわたり利尻町保健推進員として保健福祉の増進に寄与されました。

利尻町杓形字日出町

脇川 禮子氏

(利尻町保健推進員)



利尻町杓形字泉町

市村 弘子氏

(利尻町保健推進員)





利尻町沓形字新湊

神田 ひろ子氏

(利尻町保健推進員)



利尻町沓形字栄浜

大窪 孝子氏

(利尻町保健推進員)



## 2名の方が叙勲受章

### 旭日双光章

(中小企業振興功労・地方自治功労)

越智 力氏



### 瑞宝単光章

(統計功労)

鈴木 枝刀一氏



昭和44年に設立された利尻電業(株)に、昭和47年5月に専務取締役就任し、以降、代表取締役社長を経て現在会長として、会社の隆盛発展に努められた。

昭和57年5月利尻町商工会理事に就任、副会長を経て昭和63年5月より15年間、会長を務め、通算21年の永きにわたり、利尻町商工会役員として、商工会基盤の安定に努められました。

また、昭和49年10月より平成6年10月までの20年間、利尻町議会議員として町政の伸展と地方自治の振興発展に努めた功績は極めて大きなものがあり、旭日双光章を受章されました。

昭和35年から平成22年まで11回(5年に1度)にわたり国勢調査の調査に従事したほか、事業所統計調査14回、農林業センサス9回、農業センサス6回、漁業センサス14回、工業統計調査4回、商業統計調査13回、その他の調査20回以上に従事されてきました。

50年以上の永きにわたり統計調査員として調査の重要性・必要性について十分に認識し、迅速かつ正確な調査の実施に努め、地域住民の方には統計調査の重要性を説き、精度の高い調査結果の確保に尽力された功績は極めて大きなものがあり、瑞宝単光章を受章されました。

## 3名の方が表彰されました

永年にわたり、民生児童委員として社会奉仕の精神をもってその職務を遂行され、地域福祉の増進に貢献された功績が認められ、北海道宗谷総合振興局長から表彰されました。



沓形字富士見町 石川 卓 矢氏



仙法志字長浜 長谷川 和 枝氏



沓形字神居 中山 ヒサ子氏

## 映画「北のカナリアたち」利尻町上映会開催!

11月4日～6日まで3日間、利尻町交流促進施設「どんと」にて利尻礼文を主に撮影が行われた映画「北のカナリアたち」の完成、公開にともない、多大な協力をいただいた町民皆様にお礼と感謝の意を含め、利尻町内で上映会及び歌手の松原健之氏も11月4日来町されステージを飾る等、大勢の方が観賞されました。



# 議 会 報 告

## 平成24年 第3回町議会定例会

第3回町議会定例会は9月11日招集され、条例案、補正予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

### 〔条例制定〕

- ◆利尻町防災会議条例の一部を改正する条例案
- ◆利尻町災害対策本部条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、災害対策基本法の一部改正により災害対応は災害対策本部が担うことを明確化されるとともに、市町村の防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議が追加され、併せて委員に自主防災組織の構成員、または学識経験者が追加されたことに伴い必要な事項の改正をするものであります。

### 〔補正予算〕

- ◆平成24年度利尻町一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ2127万4千円を追加し、予算総額を30億5619万円としました。歳出の主なものは次のとおりです。

○地域おこし協力隊事業費  
214万1千円

○文化芸術による元気なまちづくり事業費  
330万円

○国民年金事業費  
（年金システム導入経費）  
219万8千円

○プレミアム付商品券発行事業に係る補助金  
240万円

○離島住民航空運賃助成事業費  
223万9千円

○映画「北のカナリアたち」利尻町ロケ支援協議会補助金  
520万円

- ◆平成24年度利尻町砕石事業会計補正予算（第1号）

事業収益及び事業費用それぞれ212万1千円を増額し、予算総額を2億8438万4千円としました。歳出の主なものは次のとおりです。

○現場車庫雪害による修繕費  
212万1千円

## 平成23年度 利尻町公営企業会計決算審査報告 （利尻町砕石事業会計）

### 砕石事業会計決算認定される

◆7月20日及び30日に、平成23年度利尻町公営企業会計（砕石事業会計）決算審査が行われ、第3回町議会定例会に監査委員からの意見書を添付し審議され、原案のとおり認定されました。  
決算の内容は次のとおりです。

#### ◎収益的収入及び支出

【収入】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
事業収益	271,964,015	288,158,136	16,194,121
営業収益	193,751,015	201,542,354	7,791,339
営業外収益	35,478,000	43,468,082	7,990,082
繰越製品	42,735,000	43,147,700	412,700

【支出】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
事業費	271,964,015	271,837,133	126,882
営業費用	266,599,915	266,473,033	126,882
営業外費用	5,364,100	5,364,100	0

# 平成23年度 各会計歳入歳出決算を認定

平成23年度の各会計歳入歳出決算の認定は、第3回町議会定例会において各会計決算審査特別委員会（委員長：松村栄悦）が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、9月11日から13日までの3日間にわたり、一般会計を含む全9会計の決算について慎重に審議され、9月13日本会議において認定されました。

## ◎決算の内訳

区 分	収 入 額	支 出 額	差 引 額
一 般 会 計	34億4,908万3,600円	33億7,529万1,701円	7,379万1,899円
国保事業特別会計	3億8,138万2,944円	3億6,446万2,557円	1,692万 387円
簡易水道特別会計	2億3,582万7,749円	2億3,242万 247円	340万7,502円
宿泊施設特別会計	2億2,750万7,485円	2億2,290万2,709円	460万4,776円
下水道事業特別会計	4億4,800万7,929円	4億4,388万8,459円	411万9,470円
漁業集落排水施設事業特別会計	5,501万 838円	5,149万9,530円	351万1,308円
介護保険特別会計	2億7,175万 211円	2億6,089万9,404円	1,085万 807円
特別養護老人ホーム特別会計	1億9,607万4,415円	1億9,423万5,434円	183万8,981円
後期高齢者医療特別会計	3,907万3,120円	3,799万3,271円	107万9,849円
合 計	53億 371万8,291円	51億8,359万3,312円	1億2,012万4,979円



視察終了後の意見交換・検討協議

10月31日、平成24年度施行されている工事等の進捗状況把握のため、町内視察が実施されました。担当課長より説明を受け、利尻島下水道ミックス処理施設場内整備工事やタネトンナイ川砂防工事など26カ所を視察しました。視察終了後、各現場毎に意見交換・検討協議を行いました。

**町議会議員**  
**町内視察**

# 一般質問



Q

漁業後継者報償金交付制度で以前のよう、Uターン者にも報償金を受けるようにする考えはないのか。

A

離島活性化交付金など、財政支援の道が開かれてきているので、新年度に向けてUターン者の扱いなど総体的に制度の見直しをしていきたい。

遠藤議員 本町では、漁業後継者不足から後継者の育成・

確保を目的として平成9年か

ら報償金交付事業を実施し、

支援に努めてきており、その

施策に敬意を表するものであ

りますが、平成19年度まで交

付されていたUターン者に対

する報償金交付が現在では除か

れている状況にあります。過

疎化、高齢化等により年々漁

協組合員数が減少し、本町の

基幹産業である漁業は衰退の

一途をたどっている現状を考

えるとき、以前のようにUタ

ーン者にも報償金を受けられ

る様にすべきと考えますが、

町長のお考えをお聞かせ下さ

い。

田島町長 漁業後継者の課題

は、漁業地域にとつては非常に深刻な問題だと考えております。平成20年度に、当町の財政事情の問題もあり、中学校卒業後1年以内または高校卒業後1年以内の新規の漁業就労者のみを対象と報償金交付事業の見直しをさせて頂いた経緯があります、その時点に町内在住者の関係や各事業のUターン者の関係もあり、制度上複雑な内容にならざるを得なかったもので、Uターン者は除かせて頂いて現在に至っています。今後は、離島振興法の中の離島活性化交付金や農林水産省の補助など、財政支援の道が開かれてきているので、平成25年度に向けて、Uターン者への対応や対象年

齢の引き上げ、支援内容の再検討をして、総体的に、この制度を見直し、新年度から新

たな考え方で再スタートしたいと思っております。

Q

防災計画を早期に整備し、地域振興のために国の支援を受けながら防災関連の公共事業を優先して進める考えはないのか。

A

安全で安心な地域づくりのため早期防災計画の見直しや公共事業の予算付けができるよう優先して取り組んで参ります。

谷議員

テレビなどの報道で今後の国の予算確保執行方針

では、同じ公共事業でも防災

関連事業費を優先すると報じ

られておりますが、当町にお

いても地域振興のため、公共

事業の推進も必要と考えられ

ることから、防災計画を早期

整備し、国の支援を受けなが

ら優先的に進める考えはない

か、町長にお尋ねいたします。

田島町長 去る8月29日に、

南海トラフ巨大地震の被害予

想が気象庁から発表され、被

害の大きさに大変ショックを

受けているところです。しか

し対岸の火事ではなく、いつ

日本海北部やこの地域の沖合

でも関係する災害は絶対にな

いは断言できません。私と

しては備えあれば憂いなしと

いうことで、非常事態に備え

ておくべきことは当然心得

取組んでおります。これまで

当町としては避難訓練を尻

町全域で実施したり、本年は

特に避難時の防災物品を小学

生以上の全町民に貸与する予

定となっております。災害に

強い安全な地域づくり実現の

ため、ハード面では道路や海

岸保全施設の整備。あわせて、

河川砂防、急傾斜地の整備な

どを今後も優先して力を入れ

進めていくよう考えており、

国、道に対し要望しているの

も事実であります。

さらにソフト面では避難シ  
ェルターや避難タワー、発電  
機や暖房器具、非常食などの  
緊急時に備えた設備や備品の  
整備等、財政支援制度の整備  
を要望としてあげていきます。

ご質問のように、公共事業  
に直結していることは、雇用  
の場そして安全な地域づくり  
にもつながる一挙両得策とな  
っているため、こういった事  
業は優先して進めていくべき  
と同じ考えに立っているところ  
ですので、今後とも安全で  
安心な地域づくりのために、  
早期に計画や予算付けができ  
るよう最善を尽くして取り組  
んで参りたいと思っております。





Q

漁業後継者に対する支援制度の見直しをする考えはないのか。また、商工業に対する後継者支援は整備が遅れており、何らかの支援策を整備する考えはないのか。

A

漁業や商工業に対する国の財政支援の道が広がってきているので、漁業後継者の支援内容の見直しと併せて商工業についても検討していきたい。

**松村議員** 本町では、漁業後継者に対する支援制度は、それなりに整備、継続されてきておりますが、年齢制限の緩和や支援額の引き上げを検討する考えはないのか。

さらには、商工業に対する後継者支援制度は、整備が遅れており、漁業者同様に何らかの支援策を整備する考えはないのか、町長にお尋ねいたします。

**田島町長** 若い人の定住対策については、本町の重要な課題としてとらえています。定住する条件は、雇用の場の確保が重要であると思っております。特に今までは基幹産業である漁業の振興に重点をおいてきたのは事実であります。

漁業後継者に対する支援の見直しについては、離島振興法の離島活性化交付金の活用や農林水産省の補助を漁業の支援としても活用できないか、現在国で検討中ということで、今後、財政支援の道が開かれてきているので、内部で今年度中に見直し、平成25年度に向けて対象年齢の引き上げや支援内容の検討をしていきたい。同時に商工業に対する後継者支援の問題についても漁業と同様に国の支援制度も広がってきていますので、併せて検討していきたいと考えております。

## 2問目

Q

当町の観光事業が大変な状況にある中、新たな名所を開発して、観光客の増加につなげる考えはないのか？

A

エゾカンゾウなどの高山植物が群生している景勝地の観光施設化や、園地を見直し充実させていく事が今後考えられる事だと思っております。

**松村議員** 本町の観光も年々減少の一途をたどっており、観光事業は大変な状況にあるので、新たな名所を開発して観光客の増加につなげるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

**田島町長** ご承知のとおり利尻島を訪れる観光客は平成15年をピークに年々減少しております。この要因については長引く景気の低迷や円高不況による海外旅行の増加など、また、旅行者のニーズが多様化しているのが要因と思っております。平成23年度は観光元年と位置づけ、観光協会や商工会と連携を密にして旅行代理店とタイアップした観光券発行事業やメディアを利用している情報発信、首都圏や香港・台湾での誘客キャンペーン

ンを続けてきております。また、映画「北のカナリアたち」の観光に対する波及効果もこれから期待していいのではないかと思います。

観光施設については、ある程度整備してきたつもりです。過去には、様々な観光施設の構想がありました。が、環境面や安全性の問題、また財政面で計画が立ち止まった経緯があります。こういった状況の中、現在考えられるのは、例えば、神居の穴間周辺のエゾカンゾウが群生している景勝地に展望台を建設する構想や、御崎公園の展望台構想など、また、杏形岬公園にハマナスを群生させハマナス園地にし、また、景勝地の観光施設化や、現在の園地を見直し充実させていくことが、今後考えられ

ることと思っております。また、観光施設の問題については、観光協会や担当課と詰めて、今後の有効活用等を含め、進めていきたいと考えております。

町政の主人公は町民の皆さんです!

# 議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

## 利尻町役場・稚内建設管理部利尻出張所よりお知らせ

# 除雪作業について

本年も、本格的な降雪の時期を迎え、利尻町と稚内建設管理部利尻出張所では、除雪体制を整え、冬期間の交通確保に万全を期してまいります。除雪作業を一層効率的に進めるため、次の事項について特に町民の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

### 除雪作業について

除雪車の出動時間は、各除雪センターより道道が午前5時、町道が午前6時に出勤いたします。

大雪や吹雪により見通しがきかない場合、または、降雪がなく道路が車の走行に支障がない場合は除雪車は各センターにて待機しております。なお、夜間は、緊急時を除き除雪を行いません。

### 路上駐車について

毎年、路上駐車が多く見受けられますが、除雪作業を困難にするばかりではなく車が雪に覆われておりますと、除雪車が知らずに破損させるおそれがあり、また、駐車により、その路線全部が除雪できない場合、命を守る緊急車両通行の妨げとなりますので、路上駐車は絶対にしないようにしてください。

故障及び吹雪等でやむなく駐車しなければならない時には、車幅などはつきりと確認できるよう、立棒に赤布をつけるなどの措置をしてくださるとともに、この措置ができない場合は直ちに役場または稚内建設管理部利尻出張所へ連絡してください。なお、市街地の駐車は、防災上なるべく片側だけに駐停車するようにしてください。

### 除雪作業に伴う破損及び障害物について

除雪作業中に除雪車が建造物に損害を与えた場合には、道路管理者（道道は稚内建設管理部利尻出張所、町道は利尻町役場建設課または仙法志支所）へ連絡してください。内容を調査して処理します。

なお、道路に駐車し、車の確認ができない状態にある場合は、車の所有者負担になる場合がありますので、路上駐車については、十分気をつけてください。また、ゴミ容器等を道路際に置いている場合も、風に飛ばされて路上に出てくる場合がありますので注意してください。

### 道路上に雪を捨てないように！

道路へみだりに雪を捨てたり、除雪した雪を道路に押しだしますと交通に支障を及ぼし、また歩行者にも迷惑がかかりますので、このような行為はしないでください。

### 屋根の雪おろしについて

道路側（歩道を含む）に屋根の雪が落ちるような家屋等については、『雪おろし』又は、『雪どめ』等の処置を講じ歩行者等に事故のないよう特に留意してください。

### 消火栓、防火水槽等の附近に雪を捨てないように！

万一の火災に備え、絶対この付近には雪を捨てないように注意してください。

### 排雪作業について

排雪路線において、積雪の状況を見ながら排雪作業を行ないますので、地区の皆様のご協力をお願いします。

なお、排雪作業等を実施する日は、事前に地区自治会長さん、またはIP告知端末を通じ周知いたしますので、自宅前の歩道等の雪出しにご協力してください。なお、緊急車等の通行確保のため、雪出しを排雪当日にするようお願いいたします。

## 雪の捨て場について

商店等個人的に雪を捨てる方については、下記のとおり捨て場を指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

沓形地区 …… 沓形港（フェリーターミナル前岸壁）

仙法志地区 …… 仙法志漁港（上架施設横）

## 稚内建設管理部から

# 除雪に関するご理解とご協力について

道道の除雪につきましては、北海道の財政が危機的状況にあることから、必要最小限の除排雪としております。

今年度におきましても、昨年同様の除排雪となりますので、皆様には、昨年同様のご理解とご協力をお願いいたします。

特に、次の事項につきまして、ご協力をお願いいたします。

### ◎自宅の出入口は各家庭で除雪をお願いいたします。

除雪作業の後には、各家庭の出入口に雪が残りますが、一軒一軒の間口除雪を行えませんので、各家庭で除雪をお願いします。

### ◎夜間や大雪、吹雪時の通行に注意をお願いします。

道道は、夜間、大雪などで著しい通行障害のある時以外は除雪いたしません。

また、日中でも大雪や吹雪で視界不良の時は、除雪しないことがありますので、通行については十分注意をお願いします。

### ◎歩道の通行に注意をお願いします。

車道の除雪に重点を置くため、歩道が除雪されていないことがあります。

このため、歩行者がやむなく車道を歩く場合は、車の通行に十分注意をお願いします。

また、車を運転する方は、歩行者に十分注意をお願いします。

### ◎悪天候により車が埋まった場合の連絡をお願いします。

道道で車が埋まった場合、稚内建設管理部が救出することは行っておりません。

なお、車を置いて避難する場合は、その後の除雪に支障が出る場合がありますので、鍵及び目印を付け、次にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。

※除排雪作業に関するお問い合わせ、ご意見等は下記へお知らせください。

稚内建設管理部 利尻出張所 ☎84-2008

利尻町役場 建設課 ☎84-2345

利尻町役場 仙法志支所 ☎85-1011

# 平成24年度 国民年金特集

自分のため、家族のためだから、もっと知りたい年金のこと

”正しい手続きで” ”キチンと保険料を納めて” 年金を受給しましょう

第1号被保険者の1ヵ月分の保険料は・・定額保険料14,980円(付加保険料は400円)です

## 老齢基礎年金

### —65歳になったとき—

年金額 **786,500円**

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(免除、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む)が25年以上ある人が65歳になったときから受けられる年金です。希望すれば65歳前から受けられますが、年金額が減額されるなど制限を受けます。

支給を受けるために必要な期間は…

- ① 国民年金の保険料を納めた期間  
(免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む)
- ② 任意加入できる人が加入しなかった期間(カラ期間)
- ③ 昭和36年4月1日以後の厚生年金や共済組合などの加入期間

これらを合計して、原則25年以上の期間が必要です



## ～ ご存知ですか？国民年金の任意加入制度～

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

## 障害基礎年金

### —病気やケガで障害が残ったとき—

年金額

1級障害 **983,100円**

2級障害 **786,500円**

障害基礎年金は、「国民年金に加入している人」や「国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の人」が病気やケガで、政令で定められた1級・2級の障害の状態になったときに受けられる年金です。

※20歳前に障害者になった人は、20歳になってから国民年金に加入すると障害基礎年金が受けられます。(ただし、所得の制限があります)

※子がいる場合は、子の人数に応じて加算があります。

国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金が支給されます。くわしくはお問合せください。

## もしも…保険料を納めるのが困難な場合「免除制度」等があります

経済的な理由等で保険料を納めるのが困難になった時は、申請すると保険料の「全額」または保険料の「4分の3」「半額」「4分の1」が所得審査等により免除される場合があります。

また、学生の場合は、前年の所得や通学している学校により、保険料が後払いできる「学生納付特例制度」が、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している30歳未満の第1号被保険者本人(及び配偶者)には、本人(及び配偶者)の所得が一定額以下の場合、保険料が後払いできる「若年者納付猶予制度」が申請できます。

保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけでなく、万一のときの障害・遺族年金も受けられない場合があります。事情があって納められない場合は、未納のままにせず、ご相談ください。

# 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)のお知らせ

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。(注)

ご利用の際は、以下の点にご注意ください。

- ①既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけません。
- ②後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みが必要です。
- ③審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でもご確認いただけます。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。また対象となる保険料は、申込月の10年前(24年11月の申込の場合14年11月分未納保険料)の保険料になります。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015へ  
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

## 〈受付時間〉

月～金曜日 午前8:30～午後5:15 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00 (祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

## ～年金に関する電話でのお問い合わせ先～

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

月～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。



◇この記事に関する  
お問い合わせ先

日本年金機構  
稚内年金事務所  
☎0162-32-1941

利尻町役場  
保健福祉課町民係  
☎84-2345

# 利尻町ふるさと応援寄附について

利尻町では、「心のふるさと利尻」を想う人びとに寄附という形でまちづくりに参画いただき、「協働のまちづくり」を積極的に進め、最北の国立公園の美しい利尻島を守り育て、個性豊かで活力あるまちづくりを一層推進するための事業を展開いたします。平成23年度は「観光に関する事業」に寄せられた寄付金から、利尻町観光協会が実施した観光客誘客事業に補助金として4,344,925円を活用しました。

本町の魅力ある政策を全国にPRしながら、内からは「誇れる地域」、外からは「憧れる地域」、「住んでみたい地域」となるよう、今以上の満足度とイメージの良い魅力的な町をつくってまいります。皆様のご寄附が利尻町の未来を創ります。皆さんの心温まる応援を心よりお待ちしております。

## ●寄附を募集する事業内容

次の7つの応援メニューから選択いただき、寄附金はその応援メニューに関する事業に充てさせていただきます。

1. 環境保全に関する事業 	産業廃棄物有効活用事業
	登山道整備事業
	緑豊かな町づくり事業
	ふるさと記念植樹（桜ロード）事業
	利尻の自然環境に関する保護・保全事業
2. 保健、医療、福祉に関する事業	医療技術者、介護福祉士の人材育成及び確保事業
3. 教育、文化活動に関する事業 	海藻クラフト普及事業
	歴史的建造物保全事業
	伝統芸能伝承事業
	食文化や地域行事継承事業
	その他、利尻特有の教育、文化推進事業
4. 地場産業及び地域振興に関する事業	ウニ、ナマコ人工採苗及び中間育成事業
	コンブ増産対策事業
	商店街活性化及び振興対策事業
5. 観光に関する事業	新たな観光スポット創出事業
	冬のイベント及び観光誘致事業
	海外及び国内観光客の誘致事業
6. 国内及び国際交流に関する事業	都市との交流事業
	国際交流促進事業
7. NPO法人支援に関する事業	利尻町内のNPO法人支援事業

## ●寄附金の募集方法 ～下記のいずれかで応募願います。～

※寄附金は一口5,000円を基本としますが、おいくらでも構いません。

（寄付金控除を受ける場合の最低額は2,000円となっておりますので、寄付金控除の必要がない場合は、おいくらでも構いません。）

○電話によるお申し込み方法…お電話いただければ申し込み・問い合わせができます。

■電話番号／利尻町役場 総務課企画振興係 0163-84-2345

○オンラインでのお申し込み方法…WEB上で必須項目を入力するだけで受付されます。

■利尻町ホームページURL <http://town.rishiri.jp> (SSL対応申込フォーム)

平成24年4月1日～平成24年11月20日までに、次の方々からふるさと応援寄附がありました。厚くお礼申し上げます。

(単位:円)

氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
札幌市 立崎市子様	5,000	埼玉県 匿名希望	10,000	札幌市 伊藤育雄・幸様	20,000
神奈川県 匿名希望	20,000	愛知県 橋本 貴全 様	10,000	札幌市 駒井 君央 様	10,000
札幌市 佐々木 敦 様	1,000,000	札幌市 匿名希望	500,000	東京都 三盃 潔 様	50,000
札幌市 津田 正春 様	5,000	北広島市 寺下 明 様	5,000	千葉県 松田 利夫 様	13,000
札幌市 米脇 雄一 様	10,000	埼玉県 石井美津子 様	5,000	利尻町 越智 力 様	1,000,000

合計15件 2,663,000円

## 利尻町民文化展示会開催 (10月27日～28日 2日間)

利尻町民文化展示会が、小・中学校の書道・美術展と合わせて開催されました。  
 数多くの絵画、手芸作品などが展示されている中、たくさんの来場者は一つ一つの作品を鑑賞されたほか、体験コーナーでの陶芸教室、押花体験、下の句カルタ体験、お茶席コーナーも開かれ、日本の文化を楽しむ機会となりました。



## 街をひと歩き

まちの話題にズー・ムイン!

## ～利尻に心豊かな文化を～

利尻町民文化祭実行委員会主催による

町民芸能祭が交流促進施設「どんと」で開催

## 子ども文化の集い・町民芸能祭開催 (11月3日)

午前中「子ども文化の集い」、午後から「町民芸能祭」が開催されました。

子ども文化の集いでは、町内の小中学校による合唱や遊戯など、町民芸能祭では12団体参加による舞踊や詩吟、遊戯など、イベントテーマである「利尻に心豊かな文化」を体感する1日となりました。



# お知らせトピックス

## 自衛官採用試験のご案内

平成25年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

### ●種目(受験年齢)

自衛官候補生(男子) 18才~27才未満

### ●採用種目の概要

3ヶ月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は、

民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職護策等を受けます。

### ●試験予定日

・第4回採用試験を平成25年1月20日(日)

・第5回採用試験を平成25年2月16日(土)

・第6回採用試験を平成25年3月9日(土)

上記を予定していますが、年度計画数に達した時点で、以降の試験を実施しない場合があります。

詳しくは、稚内地域事務所にお問い合わせ下さい。

### ★問い合わせ先

自衛隊稚内地域事務所 ☎(0162)23-2721

又は、利尻町役場総務課総務係

☎(0163)84-2345

## 自衛官(高等工科学校生徒)採用試験のご案内

防衛省では、将来自衛官として技術分野で活躍する高等工科学校生徒の採用試験を実施します。

■受験資格 25年4月1日現在15才以上17才未満の男子(中学校卒業者又は卒業見込者)

■試験日(一次)・会場 25年1月19日(土)・自衛隊稚内地域事務所

■試験内容 中学校卒業程度5教科 択一式(マークシート)、作文

■募集締切 25年1月7日(月)

■採用 25年4月上旬

■概要 普通科高校と同等の教育を隊内で日中に受けるとともに、機械・情報工学等の専門教育、防衛基礎学を学び、3年終了時に高等学校卒業資格を得て自衛官に任用されます。なお、給与の代わりに手当が支給されます。

■その他 推薦試験もあり細部は問い合わせ下さい。

### ■問い合わせ先

自衛隊稚内地域事務所 ☎0162-23-2721

又は利尻町役場総務課総務係

☎0163-84-2345

## 利尻町交通安全大会が開催されました

利尻町交通安全大会が去る11月12日(月)開催されました。

当日は、稚内警察署の中原交通課長の講話や、交通安全DVDの上映を行い、交通安全についてあらためて考える機会となりました。

また、町内小中学校の児童・生徒を代表して仙法志中学校の加藤裕太君から「交通安全の誓い」が発表され、出席者を代表して吉田産業(株)の檜森潤さんが、「交通安全宣言」を朗読して、交通安全を推進していくことを宣言して大会を締めくくりました。



※交通事故死0(ゼロ) 11月12日現在 1,188日  
交通事故死0(ゼロ) 1,500日を目標に交通安全運動を展開中ですので、ご協力をお願い致します。

## 平成24年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は24年12月31日です。調査票へのご回答をお願いします。

(経済産業省・北海道・利尻町)

●お問い合わせは 総務課企画振興係まで



## 法務局における登記相談事務の予約について

旭川地方法務局稚内支局における登記申請に関する相談については、平成25年1月4日(金)から予約制(正午から午後1時までの時間帯を除く。)となりますので、不動産登記(所有権移転・抵当権抹消登記等)及び商業・法人登記(会社設立・役員変更登記等)の申請書の作成に関する相談をされるお客様は事前に電話等により予約を取られるようお願いいたします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますのでご理解願います。

### ●登記相談予約連絡先

旭川地方法務局稚内支局

☎0162-33-1122



## 12月10日～16日は『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』です!

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が平成18年6月に施行され、「北朝鮮人権侵害問題週間」が定められました。

北朝鮮当局による拉致問題などの人権侵害問題への対処が国際社会で課題とされる中、わたしたち一人一人がこの問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

●お問い合わせ 利尻町役場総務課総務係

## 知らせますケンの内容を 確認して下さい!!

防災行政放送用の告知端末「知らせますケン」の内容を確認していますか。

—お知らせがある場合、画像や音声が各家庭に送られていますので、毎日「お知らせ」を確認する習慣にしてください。

—お知らせの内容は、知らせますケンで何度も確認することができます。

—ご不明な点は、役場総務課防災広報係にお尋ねください。

## 税務署からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)については、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。

—詳しくは、稚内税務署(0162-33-1155自動音声にて案内していますので案内番号2をお選びください)にお問い合わせください。

## 運転免許証更新時講習会

(平成25年)

●1月11日(金)

利尻町交流促進施設どんと

●2月12日(火)

利尻富士町総合交流促進施設りぷら

※優良講習は午後5時30分より



更新手続きをした上でなければ受講できません。

稚内警察署沓形駐在所

☎0163-84-2110

# ●博物館発行情報●

## ●二宮尊徳像除幕式

昭和一七年に仙法志村愛国婦人会、国防婦人会が統合して大日本婦人会仙法志村支部がつくられたのを記念して建てられた二宮尊徳像。仙法志小学校寄贈の除幕式は昭和一七年一〇月二四日、久連小学校寄贈の除幕式は同年一月三日に行われた。



仙法志小学校寄贈の除幕式がわかる写真が札幌在住の山本俊郎さんから博物館に送られてきた。

大日本婦人会仙法志村支部の人たちは和服とモンペを白いエプロンで装い、御神酒や餅などの受け渡しをする婦人会員や宮司は鼻・口や頬の部分には大きな白

いマスクをかけている。像の右には紙垂をつけた玉串が見える。

仙法志小学校児童が集まって尊厳に行われた除幕式。薪を背負いながら本を読んで歩く尊徳が家・村を復興して興国安民を実現したことを児童に学んでほしいとの願いが込められたのであろうと思われる。国家に献身・奉公する国民の育成のために尊徳を見習うべきとした運動が利尻島でも展開されたのだろう。



## 第12回 花づくりコンテスト

花づくり名人!

### ～みどりと花いっぱい運動～

#### 利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会事業

当推進委員会による「花づくりコンテスト」も今年で12回目を迎えました。今回は、最優秀賞に1作品、優秀賞に2作品、特別賞に2作品と、全部で5作品が入賞しましたので、その結果をお知らせします。

今後とも、楽しく住みよいまちづくりを推進するため、「みどりと花いっぱい運動」に対して、町民皆様のご協力をお願いします。



最優秀賞 濱岸勝彦さん



優秀賞 長内由美子さん



優秀賞 政光三市さん



特別賞 永井昭廣さん



特別賞 七尾芳子さん

# わが家の愛どる



あい



りしりんが  
わが家の愛どるを  
紹介するよ♪

今回は、2人のお友達を紹介するよ!

榊 陽色 ちゃん  
(4さい)



父：聡朗／母：希

【お母さんから】

二人のお姉ちゃんに囲まれて、たくましく育っている陽色。これからも元気で明るく思いやりのある子になってね♪

佐々木 碧斗 くん  
(4さい)



父：優太／母：いずみ

【お母さんから】

いつも傷だらけで男らしくても優しくてふくれん坊でも笑顔でお話しても笑いをふりまいてくれるあおと。元気に大きくなってくれる事が皆の願いです。

## 平成24年度より

# 『利尻町特定不妊治療費助成』を実施しています!!

利尻町では、平成24年度より不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図る事を目的として、下記のとおり『特定不妊治療費助成』を実施しています。

### 【対象となる治療】

- ・体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）の方が対象となります。

### 【対象となる方】

◎「北海道特定不妊治療費助成」を受けた方で、下記の条件を満たしている方が対象となります。

- ・夫婦共に利尻町に住民登録を有し、かつ利尻町助成金の交付申請日を起算として、1年以上利尻町に住民登録している方
- ・夫及び妻にかかる町税及び使用料、手数料などに滞納のない方

### 【助成の内容(額及び期間)】

- ・助成金の額は、特定不妊治療に要した費用から「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成金を控除した額とし、1回の治療につき10万円を上限とします。
- ・助成の期間は、「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成を受けている間とし、通算5年で延べ10回を上限とします。

★詳しくは、保健福祉課保健指導係 ☎0163-84-2345 知らせますケン(84-0122)までお問い合わせ下さい。

## 種屯内青年団連続優勝

昭和一九年六月、出征することになって樺太から故郷の種屯内に里帰り。その時に杓形の今で言う自治会対抗の北見富士神社祭典奉納青年団相撲大会があつて、それに種屯内青年団の選手として出るようになった。

前の年にも樺太から里帰りした時に北見富士神社祭典奉納相撲大会があつて、それにも種屯内青年団の選手として出て優勝。昭和一九年も出て優勝したんで、杓形青年団相撲大会で種屯内青年団が連続したことになる。

里帰りしてなぜ二年続けて出場したかという、それは私が昭和一五年の不漁で樺太に行つて叔父が働いていた北越製紙株式会社の発電所、樺

利尻の語り (239)

## 故郷のために すべての力を

語り 加藤孝三郎さん

太の泊居管内にある小田州炭鉱で働き、そこで樺太相撲の力士に稽古をつけてもらった。

双葉山が樺太に来たときに後援会の人から大相撲に入らないかと誘われたこともあつたのは、相撲が強い方だったからだろう。それで二年続けて自分の故郷、種屯内優勝に貢献できたことは嬉しかった。

昭和一九年の優勝の時は私が大將だということはおぼえていたけれど、先鋒、次鋒、中堅、大関は誰だったか覚えていない。前の年の相撲大会に出たのは私と魚岸孝二、山田石五郎、佐藤善次郎、佐々木義弘、加藤孝四郎で、昭和一九年は私と魚岸孝二、山田石五郎、宮崎安太郎、加藤高司の五人だった。二年続けたのは私と魚岸孝二、山田石五郎の三人で、新人は宮崎安太郎と加藤高司の二人だった。

二年連続で相撲とるのは慣れもあつてそれなりに勝負できたけど、新人の二人、とくに宮崎安太郎は土俵に上がるまで緊張して堅くなつていたことは覚えてる。新人だし、負けられないでも思つたんだろうな、きつと。

## 兄貴に頼まれて

北見富士神社祭典奉納相撲大会に種屯内青年団として出て優勝したあと、鴛泊の遠藤漁場で機関士をしていた兄貴、熊谷二郎から連絡があつた。

鴛泊でも相撲大会があつて、兄貴が大会に出ないかといわれたけど、それぐらいの大会であれば自分のオンチャで、弟で充分だということ、兄貴にかわつて出たんだ。六、七回連続ですべて勝つてしまつたんで、これ以上出ないでくれといわれ、土産もらつて途中でやめてしまつたんだ。兄貴は見に来ていなかったけど、兄貴に頼まれたのであれば、負けるわけにはいかないと思つた。

故郷のために自分のすべて

の力を出す。故郷に支えられているのではなく、故郷を創る一人であることが、大事なことだと、今でも思い続けているんだ。

語り 加藤孝三郎さん。大正一三年一月二二日、杓形に生まれる。杓形字新湊在住。  
採訪 平成二四年一月一三日



北見富士神社祭典奉納相撲大会種屯内青年団優勝 昭和19年(1944年)6月

前列右から小柳一之助、加藤昭五郎、村谷寿夫、土田豊治、中列右から加藤孝三郎、魚岸孝二、山田石五郎、宮崎安太郎、後列右から鈴木保雄、加藤高司、吉田敏夫、魚岸功、佐藤善次郎、柳谷幸雄

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

## 歳末特別火災警戒を実施します!

実施期間 12月24日から30日の7日間

今年も残すところわずかとなり、なにかと慌ただしい時期となりました。例年通り消防署では、歳末特別火災警戒を実施します。

新しい年を穏やかに迎えるため、もう一度「我が家の火の用心」を心がけて下さい。火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめましょう。

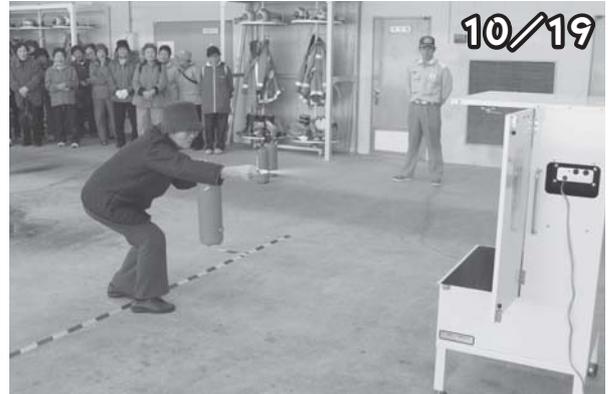


- 寝タバコは絶対にしない。
- ストープの近くに燃えやすい物を置かない。
- 小さい子供をストーブの周りで遊ばせない。
- ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。



《秋の火災予防運動に伴う 防火車両パレード》

★防★火★ル★ポ★



《婦人防火クラブ 防火教室》

## 宝くじ助成金で、ワイヤレスマイク・訓練人形・トランシーバーを導入!



～(財)自治総合センターの「地域防災組織育成助成事業」～

この度、(財)自治総合センターの「地域防災組織育成事業」としてワイヤレスマイク・訓練人形・トランシーバーが消防署に導入されました。

これは宝くじの助成事業で整備されたもので、少年消防クラブ等の活動において、研修や各種体験訓練に活用されます。



出動件数 火災1件 救急155件 (平成24年10月31日現在)



# 平成25年 利尻町成人式のお知らせ

日時 平成25年1月3日(木) 午後2時  
会場 利尻町交流促進施設 どんと

平成25年の成人式該当者は、平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方が対象となります。

該当者には事前にお知らせをしておりますが、通知が届かなかった方や転出された方で出席を希望される方は、教育委員会社会教育係(☎84-2445)までご連絡ください。

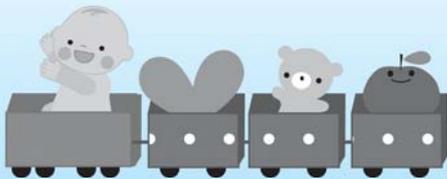


## ぴいぷる

(戸籍の動き) 2012.10.31現在

はじめまして! ベイビー おめでとう  
ございます!

10月24日 泉町 神田 蒼介くん(父:健)



おくやみもうしあげます

10月28日 日出町 高杉 正義さん(77歳)

## ● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 杓形字日出町 高杉礼子様から、  
夫 高杉正義様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】

## 〈お詫びと訂正〉

以下記事に誤りがありました。

広報りしりNo.451終面「ぴいぷる」欄  
(住所誤り)

- 寄せられた善意  
仙法志字政泊(誤) → 仙法志字本町(正)  
峨家 靖夫 様より 一金 100,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

広報りしりNo.450終面「ぴいぷる」欄  
(掲載もれ)

- おくやみもうしあげます  
7月27日(仙)本町 峨家勝一さん(97歳)

訂正して深くお詫び申し上げます。



発行:利尻町役場 編集:総務課防災広報係 印刷:(株)国境

TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553

利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>

Eメール [bousaikouhou@town.rishiri.hokkaido.jp](mailto:bousaikouhou@town.rishiri.hokkaido.jp)

(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 2,335人 男 1,131人 女 1,204人 世帯数 1,170世帯 (平成24年10月末現在)